

主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について

1 主任(監理)技術者について

(1)主任(監理)技術者の配置について

建設業の許可を受けている者は、請け負った建設工事を施工する場合、主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。

(2)主任(監理)技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な建設工事(契約額4,500万円以上、建築一式工事においては9,000万円以上)に配置する主任(監理)技術者は、特別な場合を除き、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

(3)主任(監理)技術者の専任性の緩和について

宝達志水町が発注する建設工事における主任(監理)技術者の専任性の緩和に関する取扱いは次のとおりです。

①主任技術者の専任性の緩和要件

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。(原則2件程度) ※監理技術者は対象外

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が10km
程度の近接した場所にある場合

※ただし、次の工事は兼務を認めません。

- 新工法を採用した工事
- 第三者に対する影響が大きい工事
- 施工条件が厳しい工事
- トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
(下請金額の合計が5,000万円以上(建築一式は8,000万円以上)等)

②情報通信技術を活用した主任(監理)技術者の兼務

以下のすべてを満たす場合は、2件まで主任(監理)技術者の兼務を認めます。

- ア 各工事の請負金額が1億円未満(建築一式は2億円未満)であること。
- イ 工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- ウ 各建設工事の下請次数が3次までであること。
- エ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)を工事現場ごとに配置すること。

- オ 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術(建設キャリアアップシステム等遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム)の措置を講じること。
- カ 人員配置の計画書を作成し、現場に備え置くと共に営業所において保存すること。
- キ 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ当該機器を利用可能な環境が確保されていること。

③監理技術者補佐を配置した場合の監理技術者の兼務

以下のすべてを満たす場合は、2件まで監理技術者の兼務を認めます。

- ア 予定価格が3億円未満(営繕工事(建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。)にあつては2億円未満)であること。
- イ 兼務する工事がいずれも宝達志水町が発注するものであること。
- ウ 工事現場間の距離が概ね10km以内であること。
- エ 監理技術者が、工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- オ 工事の規模や施工の難易度等から監理技術者の兼務が認められないと判断される工事でないこと。
- カ 兼務する工事毎に監理技術者補佐を専任で配置すること。

④連続する工作物等の工事における主任(監理)技術者の兼務

工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合は、主任(監理)技術者の兼務を認めます。 ※監理技術者補佐も対象

この場合、兼務する工事に係る下請金額の合計が5,000万円(建築一式は8,000万円)以上となる場合は、監理技術者の配置が必要です。

(4)主任(監理)技術者の兼務に関する手続きについて

①主任技術者の兼務に関する条件の明示について

主任技術者の兼務が認められない場合について、入札公告に明示します。入札公告に、「兼務が認められない場合」の記載がない場合は、他の工事現場との兼務の承認を申請することができます。

②主任(監理)技術者の兼務承認申請について

現在施工中の工事に専任で配置している主任技術者を別の町発注工事にも主任技術者として配置しようとする場合、兼務承認申請(様式1または様式2)により、その承認を受ける必要があります。

2 現場代理人の常駐義務の緩和について

(1)現場代理人の配置について

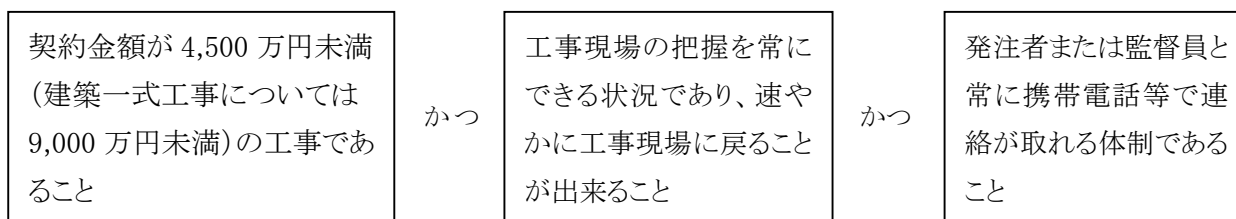
町発注工事においては、請負契約約款(第10条)により、現場代理人の配置を義務づけています。

(2)現場代理人の常駐義務の緩和について

宝達志水町が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いは次のとおりです。

①常駐義務の緩和要件

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。



(3) 現場代理人の兼務について

(2)により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

〔兼務する工事の件数〕

- ・概ね2、3件程度

〔兼務する工事の距離〕

- ・工事現場間の移動時間が、概ね 30 分以内であること、または宝達志水町内で施工中の工事であること。

〔兼務する工事の契約額〕

- ・契約額が 4,500 万円以上 (建築一式工事については 9,000 万円以上)の他の工事現場の主任(監理)技術者でないこと。
- ・現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、概ね 9,000 万円未満であること。

(4) 現場代理人の兼務確認申請について

現在施工中の工事に配置している現場代理人を別の町発注工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、兼務確認申請(様式3)によりその確認を受ける必要があります。

3 主任技術者と現場代理人を兼務した場合について

(1) 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任(監理)技術者を相互にこれを兼務することができます。(契約約款第 10 条第 5 項)

(2) 主任(監理)技術者の兼務が承認された場合について

同一の請負契約で「現場代理人」と「主任(監理)技術者」を兼務している技術者について、他の工事の主任(監理)技術者との兼務が承認された場合は、当面の間、当該現場代理人についても2(2)及び(3)にかかわらず、当該承認の範囲で兼務することができます。